

## 相続税申告における失敗事例 20 ～税法と法務その他税理士に必須の実務対応～

### 講師より

相続税申告を行うには各種知識経験が必要になります。相続税法を中心とした各種税法だけでなく、民法・生命保険実務・会社法・建築基準法・都市計画法・借地借家法・銀行実務・不動産登記法など各種知識を総動員して業務を進めるのが相続税申告であるといえます。また、最近では認知症の相続人がいるにもかかわらず遺産分割協議を進めて後々問題になるなど、相続税申告を扱うことによるリスクは年々増大するばかりです。そして近年では、財産評価基本通達・総則6項が投資用不動産に適用されたケースもあります。そのため、相続税申告をする前にお客様への説明責任を果たすことが税理士に求められる時代になってまいりました。

そこで、本研修では講師自らの失敗事例をもとに税務とそれ以外の角度から相続税申告を検証し、リスク管理を徹底していただくことで実務に役立つ内容となっております。

※ 上記のテーマに関する質問等がある場合は、FAXで研修日2週間前までにお送りください。

### 講師紹介

きのした はやと  
税理士 木下 勇人 氏

税理士法人トーマツ（現デロイトトーマツ税理士法人）名古屋事務所 相続・事業承継専門部署入所後、相続・事業承継専門の税理士法人レディングを開設（2009年：名古屋、2017年：東京）。税理士向け・保険募集人向けに年間100回以上の講演を行い、税理士向け研修DVDも多数あり。

### ＝ 開催要領 ＝

1. 日 時 令和元年(2019年)8月23日(金) 13時30分～16時30分(受付開始13時00分)
2. 会 場 税理士会館8階会議室(横浜市西区花咲町4-106)
3. 定 員・受講料 150名(先着順)・1名 5,000円(組合員・準会員以外は6,000円)
4. お申込方法 **振込用紙に税理士名・登録番号・住所・電話番号をご記入のうえ、研修日1週間前までに受講料をお振り込み下さい。入金確認をもって受付とさせていただきます。**先着順に受け付けし、定員に達し次第締め切らせていただきますのでご了承ください。また、受講料は発行いたしませんので、郵便局の払込票兼受領証を必ずお手元に保管くださいますようお願いいたします。  
**※研修日1週間前を過ぎてからのお申込みの場合は、必ずお電話でご連絡のうえ受講料は当日お支払いください。**  
**※キャンセルにつきましては研修日1週間前までにご連絡いただければ、ご返金いたします。それ以降のキャンセルにつきましてはご返金できませんので、予めご了承ください。**
5. 問い合わせ先 東京地方税理士協同組合(電話:045-243-0551 FAX:045-243-0550 <http://www.tochizeikyo.com>)  
**※研修受講管理システム導入のため、電子証明書(コピー可)をご持参ください。**

組合ニュース5月号に振込用紙付きパンフレットを同封しております。お手元がない方は、協同組合事務局(TEL045-243-0551)宛にお電話ください。事務局よりパンフレットを送付いたしますので、お申込の場合は受講料をお振込みください。入金確認をもって受付となります。